

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エリトリア	食糧援助に関する日本国政府と エリトリア国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	422,000千円 H15.3.31まで	H14.6.26 アスハラ で (同日)	日本側 浅見真在エリトリア 大使 エリトリア側 ウォルター ・フツル大統領府総合政 策国際経済協力局長	H16.8.13 457号
エリトリア	食糧増産援助に関する日本国政 府とエリトリア国政府との間の 交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその 輸送に必要な役務の供与	500,000千円 H15.3.31まで	H14.6.26 アスハラ で (同日)	日本側 浅見真在エリトリア 大使 エリトリア側 ウォルター ・フツル大統領府総合政 策国際経済協力局長	H16.8.13 458号
エリトリア	食糧援助に関する日本国政府と エリトリア国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	360,000千円 H16.3.6まで	H15.3.7 アスハラ で (同日)	日本側 間島重道在エリト リア大使館二等書記官 エリトリア側 ウォルター ・フツル大統領府総合政 策国際経済協力局長	H16.8.31 555号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

エリトリアとの無償資金協力取極一覧